

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (申請に対する処分関係)

			資料番号	52	担当課	地方局建設部 又は土木事務所
法令名	愛媛県県営住宅管理条例	根拠条項	第17条第8項、 第9項	許認可等 の内容	入居承継の承認	
<p>(入居者の保管義務等)</p> <p>第17条</p> <p>8 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該一般県営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第11条及び次項に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。</p> <p>9 知事は、前項の引き続き居住を希望する者が暴力団員又は規則で定める者であるときは、同項の承認をしてはならない。</p> <p>愛媛県県営住宅管理条例施行規則 (一般県営住宅の同居承認等)</p> <p>第11条の2 省略</p> <p>3 条例第17条第8項の規定による承認を受けようとする者は、速やかに別記第9号の3様式による県営住宅入居承継承認申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>4 条例第17条第9項の規則で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。</p> <p>(1) 配偶者 (事実上婚姻の関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)</p> <p>(2) 第1条の2第1項第1号又は第2号に該当する者</p> <p>(3) 前2号に掲げる者のほか、特に居住の安定を図る必要があると認められる者</p>						